

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による
事故ではないと判断した案件について(お知らせ)

平成19年9月7日
経済産業省商務情報政策局
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会「第3回製品事故判定第三者委員会」における審議の結果、製品起因による事故ではない(製品事故ではない)と判断したのでお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省HP内の「製品安全ガイド」に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

詳細は別紙のとおりです。

【参考】 消安法

(主務大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(1) ガス機器・石油機器に関する事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないとして判断した理由
A200700005	平成19年5月11日	平成19年5月23日	ガスこんろ(ＬＰガス用)	IC-KM(以下不明)	パロマ工業株式会社	火災	調理油過熱防止装置のついていないガスこんろから出火し、当該機器・ガスこんろ置き台・当該機器周辺の床・壁の一部・食器棚の側面が焼損した。	福井県		当該機器の右側コンロ及びグリルのガス弁が開放状態であったことが確認されていることから、使用者が火を消し忘れたため火災に至ったと思われる、使用者の不注意と判断した。
A200700016	平成19年5月16日	平成19年5月24日	石油給湯機付ふるがま	OTQ-302Y	株式会社ノーリツ	火災	灯油を取りに自宅裏手に行ったところ、給湯器付近から炎が上がっていた。	宮城県		出火時、家屋の壁から炎が上がっていたとの目撃情報があり、給湯機の出火ではないことが判明した。
A200700079	平成19年5月24日	平成19年6月1日	ガス衣類乾燥機(都市ガス用)	MA-050B-ST(東京ガス(株)ブランド)	松下電器産業株式会社	火災	足つぼマッサージ用オイルのついたタオルを洗濯し、乾燥していたところ、ガス衣類乾燥機庫内で衣類が焦げているのに気づいた。確認したところ、フィルター及び衣類が焼損していた。	神奈川県		事故原因は、オイルが付着したタオルを乾燥し、放置したことによりタオル等に残留しているオイルが酸化熱により発火したものと思われる。取扱説明書でもオイルの付着した衣類等は絶対乾燥機に入れないよう記載しており、消費者の誤使用と判断した。
A200700087	平成19年5月30日	平成19年6月5日	ガスこんろ(都市ガス用)	PKS-410B	パロマ工業株式会社	火災	当該機器(調理油過熱防止装置なし)から出火し、ウォールキャビネット・壁が焦げた。家人が、天ぷら鍋をかけ、火を点けたまま外出したためと思われる。	長崎県		当該機器には不具合はなく、使用者の火の消し忘れによる火災であることから、消費者の不注意と判断した。
A200700088	平成19年5月26日	平成19年6月5日	ガス小型湯沸器(ＬＰガス用)	PH-5BR	パロマ工業株式会社	火災・軽傷1名	台所付近から出火した火災が発生。	埼玉県		当該機器には不具合はなく、出火元ではないと判断した。出火原因は、台所に設置されていたガスこんろの熱による壁面木材からの低温発火の可能性が高い。
A200700100	平成19年5月20日	平成19年6月7日	ガスこんろ(ＬＰガス用)	IC-E600F-L	パロマ工業株式会社	火災・軽傷1名	木造2階建て住宅より出火して、台所など約5平方メートルを焼き、家人1名が顔などに軽い火傷を負った。	岩手県		当該機器のグリルで魚を焼いていたまま、火を消し忘れたことによる火災であることから、消費者の不注意と判断した。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(2) 製品起因であるか否かが特定できていない事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でない判断した理由
A200700001	平成19年5月13日	平成19年5月22日	塗料	火災	倉庫の一部を焼損する火災が発生。発火元付近にはひまわり油等の植物油を主成分とする塗料の染みこんだウエス(ぼろ布)が保管されていた。	山口県		当該塗料の成分中、ひまわり油は酸化して発熱する性質があり、塗料の染み込んだウエス(ぼろ布)を袋に入れて長時間放置したことから、酸化熱により発火に至ったものと推定される。ただし、本火災事故は同社の当該塗料に特定した問題ではなく、ひまわり油等の不飽和脂肪酸を主成分とするこの種の塗料に共通する問題であることから、当該製品に固有の問題とは考えない。なお、缶本体には自然発火の恐れがあるのでウエス(ぼろ布)は十分に水を浸してから処分するようにとの注意表示が明確に記載されている。
A200700002	平成19年5月	平成19年5月22日	塗料	火災	作業現場にひまわり油等の植物油を主成分とする塗料の拭き取りに使ったウエス(ぼろ布)を麻袋に入れて保管していたところ、発火し現場が焼損した。	東京都		同上
A200700068	平成19年5月15日	平成19年5月31日	電気ストーブ	火災	寝室で暖を取るため電気ストーブを点けていた。トイレに行き帰ってくると電気ストーブが燃えていた。	山口県		事故品を解体検証した結果、ヒーター、電源コード、内部配線、各スイッチ及びモーター等、電装品各部に於いて、出火に結びつく異常が認められなかったことから、事故品内部からの出火の可能性は殆どないと推定された。出火原因は、可燃物が当該製品に接触したことによる可能性が高い。
A200700071	平成19年5月15日	平成19年5月31日	エアコン(室外機)	火災	マンション1階ベランダ隅に、天井吊下げ状態でエアコン室外機が設置されており、エアコン室外機の背面引き出し配管の一部と、エアコン室外機の下に丸めてあった敷物等が燃えていた。	愛知県		エアコン室外機からの配管の一部が燃えているものの、室外機本体、内部電装品及び内外接続電線には焼損がないことから、エアコン室外機からの出火ではなく、製品に起因しない事故であると判断した。
A200700076	平成19年5月22日	平成19年6月1日	電気レンジ	火災	天ぷらを調理後、ヒーターを消したつもりだったが、通電ランプが消えたかどうか確認しないまま外出した。その後、ヒーターの上においてあった天ぷら鍋の油が発火した。	東京都		事故発生時、火力調節つまみは「入」の状態、使用者の消し忘れによる火災であることから、使用者の不注意と判断した。
A200700104	平成19年4月18日	平成19年6月7日	電気がま	火災	炊飯しようとしたら炊飯器が燃えており、炊飯器の底面が溶けてなくなっていた。また、炊飯器のスイッチはOFF状態であった。	埼玉県		調査の結果、製品内部から発火した痕跡が認められず、焼損状況から外部から延焼したものと思われる。焼損が激しいのが電源コードのプラグ部分であり、約4年間延長コードにプラグを差したままの状態であり、延長コードのコンセント部のトラッキングにより発火したと思われるため、製品に起因しない事故であると判断した。

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700187	平成19年6月16日	平成19年6月27日	電気魚焼き器	火災	当該機器をベランダに設置して使用。魚を焼いた後、受け皿を5分の1くらい引き出した状態で置いて食事をしていたところ、煙が出ているのに気が付き、消火した。なお、現品の内部には魚の脂が大量に付着していた。	山口県		当該機器を解析したところ、製品は正常に動作した。現品内部には魚の油が大量に付着した状態であり、調理後すぐに受け皿を引き出し、扉が開いた状態で放置したために空気が供給され庫内でくすぶっていた炎が大きくなり発火、発煙したものと思われ、製品に起因しない事故であると判断した。
A200700190	平成19年6月19日	平成19年6月28日	電気がま	火災	家人が異臭に気付き、台所に入ってみると黒い煙が立ちこめて炊飯器が燃えていた。屋外に持ち出して、消火した。なお、当時接続されていたと見られる延長コードの切断した端部に電気痕が認められた。	愛知県		延長コードのコンセント部のトラッキングにより、スパークが発生し、異常発熱が起きて周囲の樹脂が発火し、炊飯器に拡大したものと推測され、製品に起因しない事故であると判断した。
A200700197	平成19年6月21日	平成19年6月29日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中に、プラスチック製の箸箱がヒーターの上に落ちて発煙しているのに気付き、家人が消火器で消火した。なお、取扱説明書では「プラスチック容器のふたなど軽くて小さい食器は入れないで下さい。」と記載している。	京都府		プラスチック製容器のふたなど軽くて小さい食器は小物用ポケットに入れるよう取扱説明書で注意表示しているが、使用者が誤って食器用のカゴに入れて使用したために、水圧でとばされてヒーターの上に落ちて発煙したものと思われ、消費者の誤使用であると判断した。
A200700217	平成17年9月27日	平成19年7月6日	電気衣類乾燥機	火災	当該機器が出火元とみられる火災が発生し、機器を設置していた軒下を一部焼損した。	香川県		調査の結果、電源コードが途中でねじり接続されており、その部分からの出火と考えられる。製品に起因する事故ではないと判断した。